

第 1 章 「小牧市教育大綱」の基本事項

第 1 章 「小牧市教育大綱」の基本事項

(1) 教育大綱策定の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

この中で地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この教育大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定されるものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

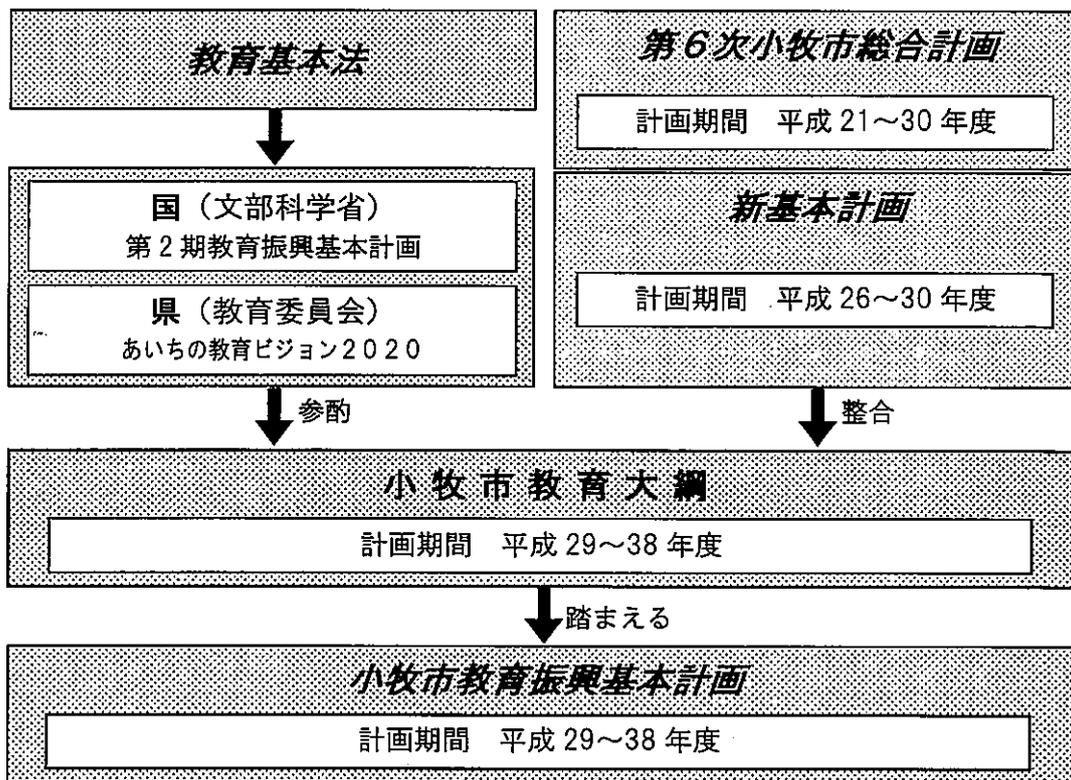
4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(2) 教育大綱の構成と期間

教育大綱は、国の「第2期教育振興基本計画」ならびに愛知県の「あいちの教育ビジョン2020 - 第三次愛知県教育振興基本計画-」の内容を参酌するとともに、小牧市の最上位計画である「第6次小牧市総合計画新基本計画」との整合を図りながら策定されたものであり、小牧市の教育分野における指針となるものです。

この教育大綱が対象とする計画期間は平成29年度から平成38年度までとしていますが、計画期間内であっても、見直しが必要となった場合はこの限りではありません。

教育大綱の体系図と計画期間



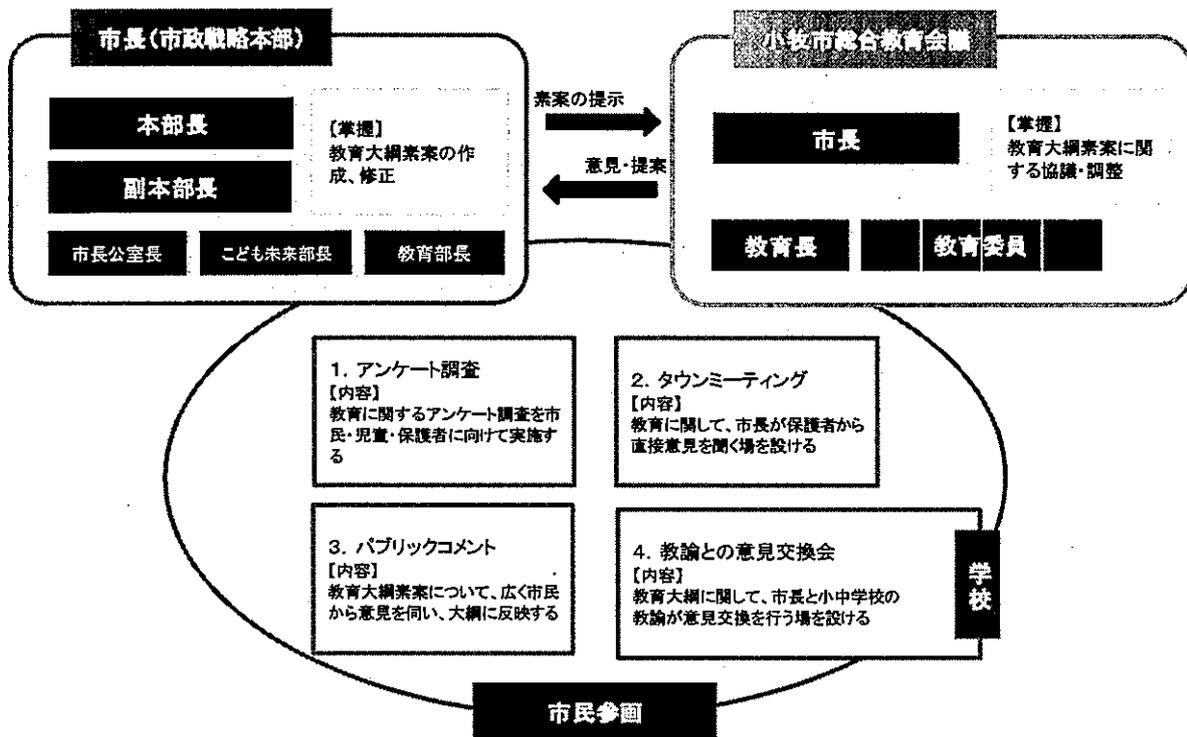
平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
小牧市教育大綱			計画期間									
			必要に応じて見直しを行う									
小牧市教育振興基本計画			計画期間									
			必要に応じて見直しを行う									
第6次小牧市総合計画 新基本計画	計画期間											

(3) 策定体制と市民参画

教育大綱の策定にあたって、実際の教育現場に立つ教諭や保護者の意見を広く聴くために、小中学校の教諭による意見交換会や、小中学生の児童生徒を持つ保護者とのタウンミーティング、市民・児童生徒・保護者へのアンケート調査を実施しています。

教育大綱は、これらの調査で得た市民からの多くの意見を分析しながら、市長を本部長とした『市政戦略本部』で素案を作成し、市長と教育委員からなる『総合教育会議』で協議・調整を行ったうえで策定されたものです。

①策定体制



②市民参画

○教育に関する市長と教諭との意見交換会

教育に関する市長と教諭との意見交換会では、小牧市の教育の強み・特徴として、『アクティブ・ラーニング*の実施』や『IT機器の充実』など、児童生徒の積極的な学びを助ける教育環境が挙げられました。

一方で教育の課題・改善点では『学力の向上』として、学校の授業やテストなどで数値化することができる目に見える学力だけでなく、豊かな創造力・発想力やコミュニケーション能力などの数値化しづらい目に見えない力をどうやって身につけさせ、どのように評価していくか、といった課題が出されました。

また、『教員と保護者との関係づくり』や『家庭の教育力』など、教育における家庭の役割に関する意見もありました。

【概要】

参加者	形式	テーマ
市内小中学校の教諭 27名	グループワーク形式	小牧市の教育の強み・特徴と現在の教育の課題・改善点について

【主な意見】

～小牧市の教育の強み・特徴～

- ・全校的な学び合う学びの推進など、アクティブ・ラーニング*の先行実施
- ・デジタル教材やパソコンなどIT（情報）機器が充実
- ・子どもたちの関係が良好（相談員の配置やグループワークの効果）
- ・小牧山城やしのおかの桃*など地域の歴史や特産品などを取り入れた学習 など

～現在の教育の課題・改善点～

- ・学力の向上（目に見える”学力”と目に見えない”生きる力”）
- ・保護者との関係づくり
- ・家庭の教育力
- ・増加する外国人児童生徒への指導 など

○小牧の教育を考えるタウンミーティング

小牧の教育を考えるタウンミーティングでは、将来どのような大人になってほしいか、というテーマに対して、『他人に優しい』、『人助けができる』、『友人を大切にする』など、人を思いやる温かい心を持った大人になってほしい、という意見が多く出されました。

また、『夢を持ち続ける』、『新しい発明をする』、『外国に行って交流する』といった、夢や将来に関する意見、『郷土愛』、『地域貢献』など、小牧への愛着に関する意見もありました。

【概要】

参加者	形式	テーマ
市内小中学校に通う児童生徒の保護者 23 名	グループワーク形式	1. 自分のこどもに将来、どのような大人になってほしいか 2. そのために家庭、地域、学校、行政にはどのようなことができるか

【主な意見】

～将来、ご自身のお子さんにどんな大人になってほしいか？～

- ・人に優しくできる大人
- ・家族や友人を助けられる大人
- ・友人を大切にする大人
- ・夢を持ち続けられる大人
- ・自分で決めたことはやり抜く努力をする大人
- ・新しい発明をするような技術者
- ・外国に行って交流のできる大人
- ・郷土愛のある大人
- ・地域に貢献できる大人
- ・小牧に定住してほしい など

～家庭、地域・ご近所、学校、行政、それぞれの立場で考えられること～

- ・家庭：家族の会話・コミュニケーション、こどもと正面から向き合う
- ・地域：地域での見守り・交流、あいさつ運動
- ・学校：こどもの意見を重視した問題解決、他校との交流
- ・行政：問題解決を学べる職業体験、ミーティングなどの場を作る、大人になっても定住してくれるようなまちづくり など

○アンケート調査（教育振興基本計画のアンケート調査に併せて実施）

区分	配布数	調査対象者
市民アンケート	2,000	20 歳以上の市民 2,000 人から無作為抽出
児童生徒アンケート	850	小学校 5 年生児童、中学校 2 年生生徒
保護者アンケート	850	「児童生徒アンケート」対象の児童生徒の保護者

第 2 章 目指す教育の姿

第 2 章 目指す教育の姿

(1) 基本理念と目指す人間像

私たちのまち小牧市は、“夢・チャレンジ 始まりの地”です。

それは、戦国の乱世において斬新な発想、革新的な挑戦によって時代を切り拓いた織田信長が天下統一の夢に向かって第一歩を踏み出した地であることに由来しています。

また、豊臣秀吉と徳川家康による「小牧・長久手の合戦」でもその名を歴史にとどめるなど、歴史や文化に恵まれたまちです。

さらに今日まで、先人のたゆまぬ挑戦と努力により、「小牧菜どころ米どころ」といわれたかつての田園都市から、中部圏有数の産業都市へと飛躍的に発展してまいりました。

こうした郷土の歴史を礎に、全ての市民の皆様とともに先人の“夢・チャレンジ”の精神を引き継ぎ、次代を担うこともたちの夢への挑戦を地域全体で応援するまちを目指し、市制 60 周年にあたり“こども夢・チャレンジNo.1 都市”を宣言しました。

今日、我が国の急速な少子高齢化の進展、地球レベルの環境問題の進行、経済社会のグローバル化と高度情報化の加速など、大きく変動する時代を迎えています。

このような激動の時代だからこそ、社会の変化に対応して、常に主体性を持って学び、考え、生涯にわたって自らを高め、人生をたくましく生き抜くことができる『生きる力』が強く求められています。

また、温かな心の源となる『愛』と、自らを高める意志の源となる『夢』は、どのような時代においても、人生で最も大切なものです。

そこで小牧市は、『愛』と『夢』、『生きる力』を育むことが、教育における最も重要な役割であると考え、小牧市の教育の理念と目指す人間像を次のように定めます。

【基本理念】

**郷土の歴史を礎に、市民とともに
愛と夢、生きる力を育みます。**

【小牧市が目指す人間像】

➤ 自他を愛する心や、国及び郷土を愛する心を大切にできる人

「愛」は、いのちを大切にし、自らを認め、自らを育ててくれた家族や隣人、郷土に感謝し、他者を思いやる温かな心の源となるものです。

家族や隣人を愛し、先人を敬い、我が国とふるさとを大切に思うことのできる人を育成します。

➤ 夢を持ち、志を抱いて、社会の発展に貢献できる人

「夢」は、自らを高め、常に前を向いて成長していくために大切なものであり、志を抱き、目標に向かって努力し続ける意志の源となるものです。

生涯にわたって、夢を持ち、志を抱いて、国や地域、国際社会の発展に貢献できる人を育成します。

➤ 主体的に学び・考え、社会の中でたくましく生きることのできる人

「生きる力」は、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた力のことで

す。
“知・徳・体”をバランスよく育て、自ら成長と発達を続けることで、変化の激しい社会をたくましく生きることのできる人を育成します。

(2) 基本目標

基本目標1 時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

- ☞ 人と関わり合いながら学ぶ「学び合う学び」を進め、様々な課題に関心を持って主体的に学ぶことで、確かな学力を育みます。
- ☞ 理数教育や国際教育などを充実し、未来にはばたく人材を育成するとともに、特別支援教育*や外国人児童生徒への教育を推進します。

基本目標2 認め合い高め合う豊かな心と、健やかな体の育成

- ☞ 国や郷土を愛する心と自己肯定感を養うとともに、いのちを大切にできる心や他者を思いやる心を育みます。
- ☞ 体力の向上や学校給食を通じた食育、読書活動の推進など、心身の健全な成長を支えます。

基本目標3 未来につなげる、安全で充実した教育環境づくり

- ☞ 放課後などの学習支援や経済的な支援を充実するなど、一人ひとりのこどもの学びを保障し、教育の質を高めます。
- ☞ 学校施設の整備など、すべてのこどもが安心して学ぶことができる環境を整えます。

基本目標4 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

- ☞ 家庭教育・地域教育を大切にし、地域ぐるみでの教育、子育て、青少年健全育成活動を展開します。
- ☞ 家庭・地域・学校の連携を強化し、学校運営への多様な人材の参画・協力を推進します。

基本目標5 豊かな人生を支える、生涯学べるまちづくり

- ☞ 誰もが、学びたいときに学びたいことを学ぶことができる環境を整備します。
- ☞ 自らの学びを社会や地域に還元し役立てるようにするとともに、互いに学びあい育ちあう関係を創出します。

基本目標6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

- ☞ 運動やスポーツを通して、あらゆる活動の土台となる基礎体力を育みます。
- ☞ 生涯にわたって誰もがスポーツを楽しむことができる機会や環境をつくれます。

基本目標7 市民がとらにつくる文化・芸術の振興

- ☞ 文化・芸術の鑑賞機会を充実するとともに、市民の創作活動を支援します。
- ☞ 市民と様々な文化団体との連携により、文化振興活動を支える体制を整備します。

基本目標8 郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

- ☞ 郷土の歴史・文化に親しむことで、郷土への愛着や誇りを醸成します。
- ☞ 市民や関係機関と行政が協力し、郷土の歴史・文化遺産の保護、活用を進め、次世代へ継承します。

第2部 小牧市教育振興基本計画

第 1 章「小牧市教育振興基本計画」の基本事項

(1) 計画策定の背景と趣旨

国では、「教育基本法」に基づき、平成 25 年 6 月に日本の教育の振興に関する総合計画として、「第 2 期教育振興基本計画」が策定されました。また、愛知県教育委員会では、平成 19 年 4 月に県の教育の総合的な方向性を示した「あいちの教育に関するアクションプラン」が、平成 23 年 6 月に「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」が策定されました。そしてこれらのアクションプランの基本理念を継承した新たな計画として、平成 28 年度を初年度とする「あいちの教育ビジョン 2020 - 第三次愛知県教育振興基本計画-」が策定されています。

平成 27 年 4 月には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長が総合教育会議を設置し、教育に関する「大綱」を策定すること等が地方公共団体に義務づけられました。

これらの動きを受け、本市では、「小牧市総合計画」の教育分野をさらに具体化するとともに、「小牧市教育大綱」を踏まえ、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課題の解決を図るため、「小牧市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、小牧市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、小牧市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、「教育基本法」第 17 条第 2 項の規定に基づく教育振興基本計画として位置づけるものです。

教育大綱と教育振興基本計画

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（3）計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までとします。なお、「小牧市教育大綱」の計画期間も平成29年度から平成38年度までとします。

また、現行の教育、生涯学習等に関する各種計画は、計画期間の満了とともに、その進行管理を本計画に統合していくこととします。

平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
小牧市教育大綱	策定											
	必要に応じて見直しを行う											
小牧市教育振興基本計画	策定											
	必要に応じて見直しを行う										改訂	

関連計画の計画期間

平成(年度)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
第6次小牧市総合計画・新基本計画													
第3次小牧市生涯学習推進計画												統合	
小牧市スポーツ振興計画												統合	
第2次小牧市文化振興ビジョン												統合	
小牧市子ども読書活動推進計画												統合	

※「統合」とは、本計画への統合（見直しに合わせて）

(4) 策定の体制

本計画の策定にあたって、有識者を含めた外部委員により検討を行う「小牧市教育振興基本計画検討会議」と、教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関、こども未来部などの庁内組織内で検討を行う「小牧市教育振興基本計画調査検討委員会」を設置しました。

また、市民及び児童生徒、保護者の意見を把握するため、各種アンケート調査を実施しました。

さらに、「小牧市教育大綱」との整合を図るため、市長部局と教育委員会とが連携を密にして本計画を策定しました。

各種検討組織

区分	委員数	組織
小牧市教育振興基本計画検討会議	11人以内	学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者のうちから教育委員会が委嘱するもの
小牧市教育振興基本計画調査検討委員会	24人以内	教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の部長、次長、課長、主幹、課長補佐及び副主幹の職にある者、こども未来部の課長及び課長補佐の職にある者並びに教職員のうちから教育委員会が指名するもの

アンケート調査

区分	配布数	調査対象者
市民アンケート	2,000	20歳以上の市民2,000人から無作為抽出
児童生徒アンケート	850	小学校5年生児童、中学校2年生生徒
保護者アンケート	850	「児童生徒アンケート」対象の児童生徒の保護者